駐在所だより　令和８年１１月号

Katagami3 district to cooperate

☆陶☆鋳銭司☆名田島☆陶☆鋳銭司☆名田島☆陶☆鋳銭司☆名田島☆

かわひがし

☆陶☆鋳銭司☆名田島☆陶☆鋳銭司☆名田島☆陶☆鋳銭司☆名田島☆

山　口　南　警　察　署
川東警察官駐在所
本署TEL:083-972-0110
※　駐在所への電話は、本署からの転送となります。

高齢者の交通事故防止県民運動

令和8年11月9日(月)～11月15日(日)

歩行者は、明るい服装と反射材の着用を！
ドライバーは、ハイビームの有効活用を！

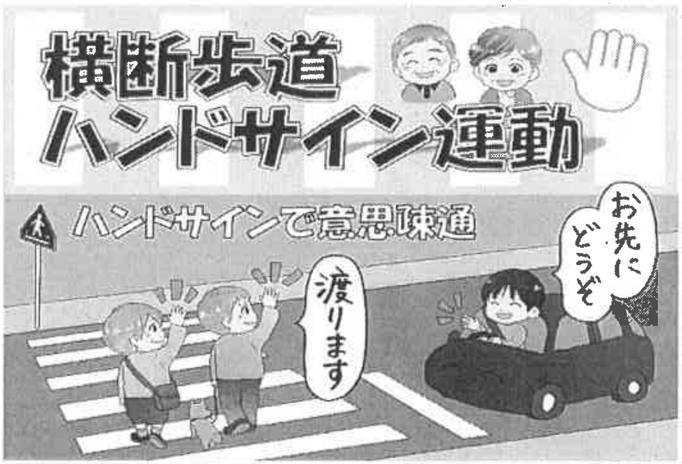
横断歩道
ハンドサイン運動
ハンドサインで意思疎通
お先にどうぞ
渡ります

無くそう！逆走!!

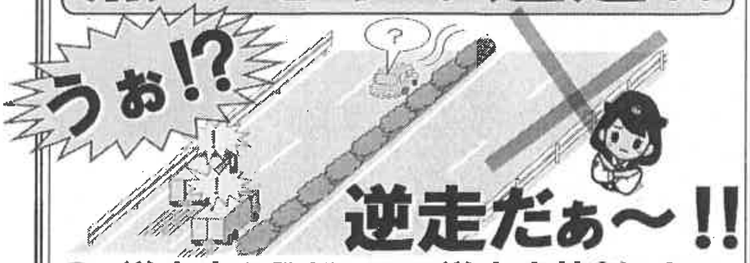

- **逆走車を発見、又は逆走車情報を知ったときは・・・**

① 速度を落とし、十分な車間距離をとる
② 衝突を避けるため、最も左側の車線を走行する
③ 逆走車を発見したら、同乗者に110番を依頼するか、非常電話等で通報する

- **逆走をしてしまったときは・・・**

① 路肩等の安全な場所に停止し、ハザードランプを点灯させる
② 車から降車し、ガードレールの外側等の安全な場所に避難する
③ 110番や非常電話により、逆走したことを通報する

子供の性被害撲滅

県内では、インターネットの利用に起因して小・中・高校生などが児童買春や児童ポルノなどの性犯罪被害に遭う事案が発生しています。

児童にスマートフォンを使用させるときは、フィルタリングサービスの活用や、家庭でのルール作りが大切です。

インターネット利用時の合言葉は

「いかのおみそしる」

「い」　SNSで知り合った人に会いに行かない
「か」　悪口や人を傷付けることを書き込まない
「の」　名前や住所など個人情報を載せない
「お」　裸や下着姿の写真、動画を送ら（せ）ない
「み」　有害サイトや怪しいサイトを見ない
「そ」　困ったときは早めに相談する
「し」　ネットの危険を知る
「る」　ルールを守って正しく使う

犯罪被害者月間のおしらせ

令和8年11月1日(日)～12月1日(火)

犯罪による被害とは、心身への直接的な被害にとどまりません。被害者は、その後の生活でも以下のように様々な困難に直面します。

○　精神的なショックや身体の不調
○　医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
○　周囲からの無責任な誹謗中傷や、取材・報道等による精神的苦痛　など

被害に遭われた方やそのご家族の声に耳を傾け、私たち一人一人が何をすべきかを考えることが大切です。

山口県警察からの最新情報発信中！

ホームページ　X　YouTube　Facebook

ある日突然、犯罪の被害者となり、心身に傷を負い、精神的にも経済的にも困難な生活を強いられるとしたら…犯罪被害者等の支援について、ぜひ考えてみましょう。

◆犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」で検索